

9月21日(日)〜30日(火)は、秋の全国交通安全運動期間です

年 金 あ れ こ れ

国民年金付加年金制度をご存じですか

◆付加年金制度とは

国民年金基金に加入していない第1号被保険者及び任意加入被保険者が月々の定額保険料に付加保険料を納付することで、老齢基礎年金の年金額に付加年金を上乗せして受けとることができます。

また、国民年金保険料と同じく全額が社会保険料控除の対象となります。

付加保険料額
月額⇒400円

付加年金額
年額⇒200円×納付月額

付加年金納付額と受け取り額早見表

付加年金加入年数と保険料納付額	付加年金受給額(年額)	2年間で受け取る付加年金額
1年(400円×12月) 4,800円⇒	(200円×12月) 2,400円⇒	4,800円
10年(400円×120月) 48,000円⇒	(200円×120月) 24,000円⇒	48,000円
20年(400円×240月) 96,000円⇒	(200円×240月) 48,000円⇒	96,000円
30年(400円×360月) 144,000円⇒	(200円×360月) 72,000円⇒	144,000円
40年(400円×480月) 192,000円⇒	(200円×480月) 96,000円⇒	192,000円

2年間で納めた保険料と同額になり、その後はお得です!

◆後納制度(国民年金保険料の納期限の延長)をご利用ください

国民年金保険料を納め忘れたまま2年を超えると保険料を納めることができませんでしたが、平成24年10月から平成27年9月までの3年間に限り、過去10年分まで納めることができる制度です。

後納制度を利用することで、将来の年金額を増やしたり、納付期間が不足して年金を受給できなかったかたが年金受給資格を得られる場合があります。

※付加保険料の納付手続き、後納制度については、役場お客さま窓口係または最寄りの年金事務所にお問い合わせください。

これで将来も安心!! 保険料は忘れずに納めましょう

こ れ か ら の 家 庭 教 育

「がまんする心」、「ものを大切に作る心」を育てるために

「うちのお金はどこからもらってくるの?」

こんな疑問は小学校低学年から中学校にかけていただくものです。このような時期「お父さんやお母さんが働いてもらってくる給料で生活しているのです」さらには「家族みんなで生活するには一か月このぐらいのお金が必要なのです」というように話をしてあげてください。このような対話から、お金やものに対する価値意識が育っていきます。

欲しがるものは「どうしてそれが欲しいか」や「買わなければならない理由」を聞き、お子さんと話し合ってからそれが本当に必要なものなのかを決めるようにしましょう。

- お小遣いはむだ使いをしないで計画的に使いましょう。
- お金、ものは家族の人が働いた結果得られるということを理解しましょう。
- 持ち物に名前をつけ、落としものや忘れものをしないようにしましょう。
- 自分のものだけでなく、他の人のものやみんなでつかうものも大切に扱うようにしましょう。

*子どもの持ち物をときどきチェックしてあげるようにしましょう。